

「構造化表」と「標準テキスト」の関係

構造化表

標準テキスト

- 「構造化表」は、コース別に、防災スペシャリストが身につけるべき能力(学ぶべき内容)の全体像を整理したもの。
- 防災基本計画等から作成する。

- 防災スペシャリストが身につけるべき能力(学ぶべき内容)を具体的に示したもの。
- 「構造化表」に記載されている学習項目の内容を具体化する。

身につけるべき学習項目の内容を具体化

11 「警報等の伝達」に係る法律
 「警報等の伝達」に関する規定事項を学ぶ

- 災害対策基本法
 - 第52条 防災信号
 - 第54条 発見者の通報義務等
 - 第55条 都道府県知事の通知等
 - 第56条 市長村長の警報の伝達及び警告
 - 第57条 警報の伝達等のための通信設備の優先利用等
- 気象業務法
 - 第13条 予報及び警報
 - 第13条の2 気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報
 - 第14条 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報
 - 第14条の2 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報
 - 第15条 警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知
 - 第15条の2 特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知
- 水防法
 - 第11条 都道府県知事が行う洪水予報
 - 第12条 水位の通報及び公表
 - 第16条 水防警報
 - 第25条 決壊の通報

11 警報避難対策
 「警報等の伝達」の基本事項、仕組み、留意事項
 「警報等の伝達」を行う上での基本的な知識を学ぶ

- 目的、仕組み、体制
- 活動手順、活動内容
- 警報等の種類、内容 **入手・伝達手段**
- 警報伝達の手順、活動内容
- 避難準備情報の概要
- 火山情報
 - ・誤報対応
 - ・情報伝達上の留意事項
 - ・事前の準備事項
- <地震災害>
 - ・地震情報等の連絡
 - ・津波警報等の伝達
- <風水害>
 - ・風水害に関する警報等の伝達
- <火山災害>
 - ・火山活動に関する情報の収集
 - ・噴火警報等の伝達
- <雪害>
 - ・雪害に関する警報等の伝達

1-2. 関係法律の概要

(1) 「警報等の伝達」に係る法律

名称	主な条項
①災害対策基本法	<応急対策> 第五十二条 (防災信号) 第五十四条 (発見者の通報義務等) 第五十五条 (都道府県知事の通知等) 第五十六条 (市長村長の警報の伝達及び警告) 第五十七条 (警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)に関する法律
②気象業務法	第十三条 (気象、地象、津波、高潮、波浪、洪水の予報及び警報) 第十三条の二 (特別警報) 第十四条 (防災活動に利用 鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報) 第十四条の二 (防災活動に利用に適合する予報及び警報) 第十五条 (警報の通知) 第十五条の二 (特別警報の通知)
③水防法	第十一条 (国の機関が行う洪水予報) 第十二条 (特殊な機関が行う洪水予報) 第十二条 (水位の通報及び公表) 第十六条 (指定した河川についての水防警報) 第二十五条 (決壊の通報)

2-2. 警報等の種類

(1) 警報等の種類

対象	警報等の種類	伝達手段
(1) 気象に関する警報	① 気象警報 (気象) 特別警報 ② 気象警報 (気象) 特別警報 ③ 気象警報 (気象) 特別警報 ④ 気象警報 (気象) 特別警報	放送庁 気象庁 気象庁 気象庁 気象庁
(2) 水害・水防に関する警報	① 洪水警報 (洪水) 特別警報 ② 洪水警報 (洪水) 特別警報 ③ 洪水警報 (洪水) 特別警報	国土交通省 国土交通省 国土交通省
(3) 土砂災害に関する警報	① 土砂災害警報 (土砂災害) 特別警報 ② 土砂災害警報 (土砂災害) 特別警報	国土交通省 国土交通省
(4) 地震・津波災害に関する警報	① 地震警報 (地震) 特別警報 ② 地震警報 (地震) 特別警報 ③ 地震警報 (地震) 特別警報 ④ 津波警報 (津波) 特別警報 ⑤ 津波警報 (津波) 特別警報	気象庁 気象庁 気象庁 気象庁 気象庁
(5) 火山災害に関する警報	① 噴火警報 (噴火) 特別警報 ② 噴火警報 (噴火) 特別警報	気象庁 気象庁
(6) 海洋災害に関する警報	① 海上警報 (海上) 特別警報	気象庁

2-3. 情報種別ごとの内容

(1) 気象に関する情報

● 気象警報・注意報・特別警報

- 気象警報、注意報、特別警報とは
- 気象警報、注意報、特別警報は、気象庁が注意報発令のために発表する予報のこと。
- 気象警報、注意報、特別警報は、気象庁が注意報発令のために発表する予報のこと。

警報・注意報の種類

警報・注意報の種類	発表の基準	発表の機関
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える被害が予想され、重大な災害の発生が極めて懸念されている場合	気象庁、国土交通省、消防庁、警察庁、海上保安庁
警報	重大な災害が起るおそれのある場合	気象庁、国土交通省、消防庁、警察庁、海上保安庁
注意報	大層な被害等の発生が懸念され、災害が起るおそれのある場合	気象庁、国土交通省、消防庁、警察庁、海上保安庁

3-2. 警報等の伝達の方法 (手段)

(1) 警報等の伝達手段

① 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

- 緊急地震速報、大津波警報等、強震・大津波警報等、強震・大津波警報等、対話型に格納のない警報に関する情報を、人工衛星を用いて国内陸内閣府から消防庁を経由して、市区町村の通報先の防災行政自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達システム。
- 平成19年2月から4市町村で運用を開始し、平成26年3月に全ての地方公共団体で受信機の整備が完了した。

<参考> 伝達手段の種類と特徴

■ 伝達手段の種類と特徴